

転倒災害は 労働災害です

兵庫県内における労働災害のうち「転倒災害」は最も多く、中でも**高齢労働者の被災者が増加**している状況にあり、すべての業種に共通する課題となっています。転倒災害の防止にあたっては、設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが必要です。このため、「**転倒災害**」は「**労働災害**」であることを理解し、労使一体となって、職場環境改善の取組を進めましょう。

転倒災害発生状況の推移



R3の数字は推計値

= R3年12月末速報値×令和2年確定値 / 令和2年12月末速報値

転倒災害は増加傾向にあります。また、転倒災害による休業期間は1か月以上となるケースが多く、中には3か月以上となった事例もあります。

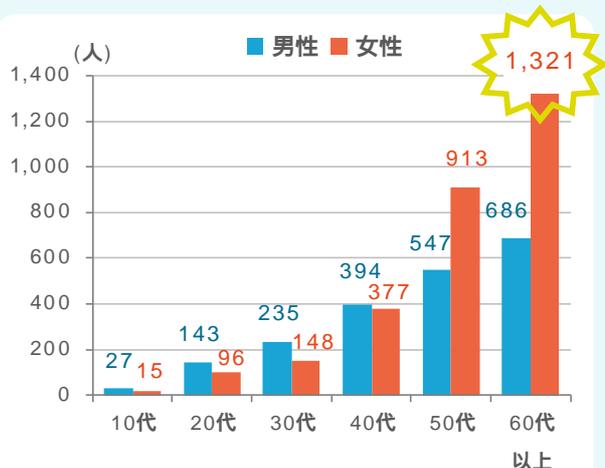
[事例]

濡れた床面に滑って転倒し、手首を骨折した。

- ・57歳
- ・男性
- ・休業期間 1か月



年齢別 転倒災害による被災者数



データ 労働者死傷病報告(H30～R3の休業4日以上)の死傷者数の合計値)

高齢になるにつれて転倒災害で被災しており、とりわけ高齢の女性の被災が多くなっています。

[事例]

倉庫の段ボールにつまずき転倒し、大腿骨を骨折した。

- ・68歳
- ・女性
- ・休業期間 :3か月





転倒災害の3パターン

つまずき



滑り



踏み外し*



*令和4年には踏み外しにより死亡災害も発生しています。



職場内で転倒災害が起こる事例

あなたの職場でこんなことはありませんか。
いずれも兵庫県内で実際にあった転倒災害の事例です。



厨房内

油や水たまり、グレーチングで滑る
氷や食材くずで滑る



段差

車両の輪止めブロック
陳列棚の最下段
通路の継ぎ目の段差



脱衣所

マットに足を引っかける
濡れているはずがないと
油断



工場や建設現場

配線に引っかかる
散らばったネジを踏む
資材につまずく



倉庫やバックヤード

段ボール等の積荷につまずく
台車やロールボックスパレットの車輪に引っかかる



急いでいる時

接客対応時
ナースコールで駆け付けた時



転倒災害を防ぐためには

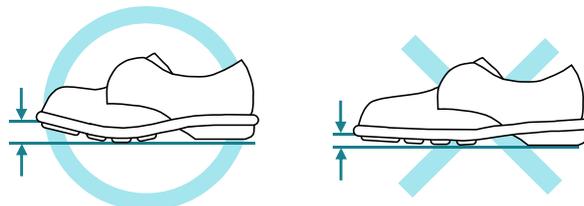
職場内の整理整頓

荷物は通路にはみ出さずに置く
道具の使用後は定位置に戻す
ゴミは決められた容器に捨てる
定期的に清掃し、清潔にする

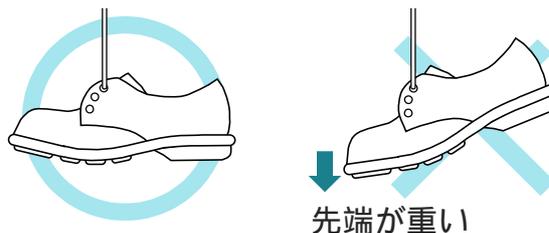


転びにくい靴えらび

・ある程度つま先が高いものを選びましょう



・重量バランスが良いものを選びましょう



先端が重い

・耐滑性のある靴底のものを選びましょう



オール
マイティ

粉職場
対応

水・油に
強い

エイジフレンドリーガイドライン

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定しました。**事業者は**、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実現可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**労働者においても**、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めてください。



通路を含め作業場所の
照度を確保



階段に手すりの
設置



健康や体力の
状況の把握



日頃から適度な
体操やストレッチ

詳細はこちら

エイジフレンドリーガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>



転倒災害防止のためのチェックシート

あなたの職場の危険をチェックしてみましょう

1. 通路、階段、出口に物を放置していませんか
2. 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3. 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか
4. 靴は、滑りにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
5. 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知されていますか
6. 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識はありますか
7. ポケットに手を入れたまま歩いていませんか
8. ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか
9. 転倒を予防するための教育が行われていますか

転倒災害防止対策の好事例



トラテープと表示で
注意喚起



長靴底すり減りの
見える化と洗浄も徹底



台車の収納ラックで
つまずき防止対策

厚生労働省は、転倒災害の防止により、安心して働ける職場環境を実現することを目的として「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒災害プロジェクト



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課
または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL : 078-367-9152 / FAX : 078-367-9166

